

原子力規制委員会設置法第二十二條第一項の員数を定める政令案要綱

第一 緊急事態応急対策調査委員の員数の範囲

原子力規制委員会設置法第二十二條第一項の政令で定める員数は、四十人とすること。

第二 施行期日（附則関係）

この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行すること。